

實業教育費國庫補助法中改正法律案委員會會議錄(速記)第三回

會議

大正九年七月九日午前十時二十五分開議

- 出席委員左ノ如シ
- 横山寅一郎君 志賀和多利君 山田 永俊君
- 高柳淳之助君 柳原九兵衛君 八木 逸郎君
- 若林 德懋君 三善 清之君 齋藤宇一郎君
- 樋口 秀雄君 中馬 興九君 淺賀長兵衛君
- 小橋藻三衛君 松下 禎二君
- 出席政府委員左ノ如シ

文部省實業學務局長 南 弘君
山崎達之輔君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

實業教育費國庫補助法中改正法律案
○委員長(横山寅一郎君) 是ヨリ開會致シマシテ、前會
質問ガマダ幾ラカナサリ漏レタ御方モアルト云フコトデ、保
留シテアリマスカランレヲ...

○若林德懋君 昨日質問ヲ致シマシタ中ニ、大臣ノ御答
辯ト違フヤウニ聽キマシタカラ、モウ一遍伺フテ置キマスガ、
此縣へ交付ニナリマス補助金デスガ、全國一縣十校ヲ限
リ、學校教員ノ給料ヲ補助スルト云フ意味デ補助ニナルヤ
ウニ聽キマシタガ、大臣ノ御辯明デハ、補助ノ方ハ教員獎
勵ノ費用トシテヤテ居ルト云フコトデアリマスガ、是ハ何
デアリマスガ、今一ハ全國一縣十校ニ限テ専科ノ教員
ヲ置イテ、詰リ模範ヲ示スト云フヤウナ意味ニ私共聽取リ
マシタガ、實業教育獎勵ト云フコトニ就テハ、實業補習學
校ヲ澤山殖ヤシテシマイニハ八年ノ義務教育ニスル前提ニ
スルト云フヤウナコトモアリマシタガ、ケレドモ實際行ハレル
ニ就テ一縣十校ヲ限テヤルト云フコトニナレバ、模範ヲ示
スト云フコトニナル、サウ致シマス、全國一萬三千カラアル
學校ニ專科ヲ置イテアルモノモ澤山アラウト思ヒマス、スル
ト是位デハ實業教育ノ獎勵ト云フコトモ云ヘナイト思フ、
又一方カラ見テ町村ノ經濟ヲ援ケテヤルト云フ意味モ含
ンデ居ナイ、スルト唯々單純ニ實業學校ニ就テ其模範ヲ示
スト云フコトニ止テ居ルヤウニ思ハレマスガ、サウデアリマス
カ、或ハサウデナク一般ノ實業補習學校ニ對シテ、全部政
府カラ補助シテ他日八年制ノ前提ニシヤウト云フ大計畫
ガアルガ、現在ノ所デハ是位シカ出來ナイ、斯ウ云フコトデ
アリマスガ、又何時マデモ一縣十校ト云フコトニシテ、ソレヲ
繼續セララルノデアリマスガ

○南政府委員 此實業補習教育ノ獎勵ノ補助金ハ、大
臣ノ言葉ガ多少違フテ居ルタカ知レマセズ、ケレドモ專任教
員ノ設置ヲ獎勵スルト云フ爲メニ、專任教員ニ向テ俸給
ヲ支出スルト云フノガ、本案ノ趣意デアリマス、前ニモ申上
ゲマシタ通り、現在ノ補習教育ノ一番缺點ハ、專任教員ガ
得ラレヌコトデアリマス、此缺點ヲ補フコトガ目下ノ急務ト
信ジマシテ、專任教員ノ設置ヲ獎勵スルト云フ大趣意カ
ラ、此補助金ヲ交付スルト云フ、法律案ノ改正ヲ願フタ
アリマス、各府縣二十校ト云フノモ決マツテモアリマセヌ
ガ、大体ノ目安一約一縣十人ト云フ目安ニ過ギナイノデ
アリマスガ、無論是ダケノ金ヲ以テ、政府ハ十分其目的ヲ
達スルニハ不十分カトモ思ヒマスガ、取敢ヘズ現在ノ缺陷
ヲ補フコトニ致シマシタノデ將來尙ホ大ニ缺陷カアツテ
益、補助ノ増加ヲスル必要ヲ認メマセレバ、無論増加ノ事モ
要求致シタイト考ヘテ居リマス

○齋藤宇一郎君 一寸只今ノ說明ニ就テ疑義ガ起リマ
シタ、大臣ノ御說明ハ、各實業ノ專門教員ノ養成ニ重キヲ
置ク積リデアルト云フ御辯明ノヤウニ承リマシタ、只今次官
ノ御說明ニ依ルト、設置ノ獎勵ニ使フト云フ、是ハ餘程意
味カ違フト思ヒマス、今日一番困テ居ル事ハ、金ハ出スガ
人ヲ得ラレヌト云フコトガ、一番困テ居ル、ソレデ私共ハ此
前ノ委員會ニ於テハ、其人ヲ造ルト云フ方面ニ御使ヒニ
ナルト承テ、適當ナ事ト考ヘテ居ルノデアリマスガ、其設
置ト養成ノ意味ヲモット徹底スルヤウニ御說明ヲ願ヒタイ

○南政府委員 第六條ノ二ノ改正ノ趣意ハ、專任教員ノ
設置ヲ獎勵シテ居ルノデアリマス、ソレカラ實業教員ノ養成
ノ事ハ、政府ニ於テハ十分ニ努メテ居リマス、現ニ此豫算ノ
中ニモ、大阪ニモ更ニ實業教員ノ養成ノ費用モ要求シテア
リマス、ソレカラ第七條デ「八分ノ一」ト云フノ「一部」ト御
改正ヲ願フノモ、實ハ實業教員ノ養成ノ費用ニ充テル爲メ
デアリマス、其點ニ就テハ政府モ十分ニ力ヲ盡ス積リデアリ
マス

○中馬興九君 中學校ノ事ニ就テ御尋シタイ、只今ノ中
學校令ニ依リマス、生徒ノ定員ハ八百トナテ居ルト思ヒ
マスガ、關西地方、京阪神間デハ中學校入學希望者ガ收
容人員ノ六倍乃至七倍ニ達シテ居ル學校ヲ拵ヘルコトヲ
府縣ニ於テ考ヘテハ居ラレマスケレドモ、到底其半ヲモ收容
スルニ至ルノ前途遠遠ト思ヒマス、此際ニ於テ收容人員
ヲ、内容ノ充實シタ適當ナ方法ヲ以テスレバ、或ハ千人トカ

千五百人ニ増スト云フ御考ハアリマセヌカ

○南政府委員 只今ノ御尋ハ實ハ吾々モ同感デアリマス、
現在ノ義務教育ヲ終テ中學へ志望者ノ幾分シカ收容出
來スト云フコトハ、甚ダ遺憾ニ存ジマス、尤モ今年ハ餘程學
校モ増置シ、又各府縣デ定員ノ増加モ致シマシタ、併シ今
御說ノ通り、最大ガ八百人デアツレガ爲メニ、今日非常
ニ入學ノ出來ヌ者ガアルト云フコトニ就キマシテハ、何トカ
此制限ヲ緩メタイト云フ考ヲ以テ熱心ニ調査シテ居リマ
ス、遠カラズ御希望ニ副フヤウニ致シタイト考ヘマス

○山田永俊君 其教員ノ養成ノ方法ハドウ云フ風ニナサ
イマスガ
○山崎政府委員 補習學校ノ教員養成ノ方法ノ御尋デ
アリマスガ先程カラ次官ヨリ御答致シタ通り、今度ノ三十
萬圓ハ養成ノ費用デナク、置ク方ニ對スル補助デアリマス
ガ、一方養成ノ方ハ大體府縣ニ於テ一尤モ主トシテ農業
教員ノ養成デアリマスガ、是ハ多ク各府縣ノ農學校ニ養成
所ヲ附設スル、或ハ師範學校ニ附設シテ養成フヤテ居リマ
ス、其ヤリ方ハ大體師範學校ノ卒業生、又ハ農學校ノ卒業
生ヲ一ヶ年位教育シテヤテ居リマス、固ヨリ十分トハ考
ヘマセヌケレドモ今日ノ所デハソノ位ノ養成方法ヲ以テ、
補習學校ノ方ハ満足スルヨリ仕方ガナイト考ヘテ居リマ
ス、此方ハ直接ノ關係ハアリマセヌ

○齋藤宇一郎君 當局ノ說明ガ甚ダ私共ノ期待ニ背クヤ
ウデアリマスガ、今局長ノ御說明デモ、此年額三十萬圓、要
求額十五萬圓ト云フモノハ、設置ニヤルノデアツテ、教員養成
トハ直接關係ガナイト云フ御說明ノヤウデアリマス、私共ハ
前述ベマシヤウナ理由デ、第七條ノ「八分ノ一」ヲ「一部」
ト改正サレタノハ餘程意味ノアルモノデアツテ、目下ノ所デ
ハ、的確ナル程度カ分ラヌノデアツテ、若シ此趣旨ガ能ク普
及シテ養成ニ大ニ力ヲ用ヒルコトニナルト、速モ八分ノ一
デハ足りマイト云フ意味カラ、當局ガ餘程之ニ重キヲ置イテ
將來餘程ノ金ヲ使フ積リデ「一部」ト修正サレタト解釋シテ
居ツトデアリマスガサウナルト私共ノ希望ト、餘程遠ザカ
テ來ルヤウニ思ヒマスガ、ドウ云フ御趣意デアリマスガ

○山崎政府委員 私ノ申上ゲタノハ、第六條ノ二ノ改正
即チ三十萬圓ノ補助ノコトニ就テ申上ゲタノデアリマス、御
話ノ通り、第七條ノ八分ノ一ヲ一部ト改メマシタノハ、是
ハ實業學校教員養成ノ關係デアリマス、尤モ是ハ主トシテ
甲種、乙種ノ學校教員ノ養成ヲ、政府直接ニヤツテ居ルノデ

第三回 大正九年七月九日

アリマスカラ、此方ノ關係ガ主ナルモノニナリテ居リマス、先
程申上ゲマシタコトハ、第六條ノ二ニ於テノ御質問デアリマ
シタカラ、其意味ニ於テ御答ヲ申上ゲタノデアリマス

○齋藤守一郎君 今度ノ改正案ニ伴フテ十五萬圓ト云フ
モノ即チ半年分、年額ニシマスレバ三十萬圓ヲ要求シテ居
ルノハ、實業補習教員ノ養成ニ使フト云フ意味ニ於テ要求
シタト云フノハ、提案ノ趣旨及大臣ノ御説明ニ依テ明カデ
アリマス、其意味カラ改正ガ出來テ居ルノデアアル、六條ノ二
ト七條ニ於テ即チ一部ト云フコトニナリテ居ルノデアリマス、
サウシマスルト、主トシテ六條ノ二ニ依テノ補習教育、專任
教師ノ設置ニ使フノデアアテ、十五萬圓ト云フ、教員養成ニ
使フト云フ金ハ、御説明デアリマスガ、此七條ニ八分ノ一ヲ
一部ニシタト云フコトハ、尙ホ進シテ金ヲ之ニ注イデ、大ニ
教員ヲ造ルト云フコトニナルヤウニ、私共ハ諒解セザルヲ得
ナイノデアリマス、サウシマスルト今度ソレニ三十萬圓要求セ
ラレルト云フ論旨ハ、何處ニアルカ、之ヲ設置シタ場合ニ依
テト云フコトハ、現在デモ置キタイケレドモ、人ガ居ナイト云
フコトニ窮シテ居ルト云フコトハ、是ハ全國ノ聲ヲラウト思
ヒマス、故ニ是ハ寧ロ今人ノナイモノヲ置ケト云フコトヨリ
モ、コ、數年ノ間ハ教員養成ニ全カヲ注イダ方ガ、寧ロ今
日ノ場合ニ適當シタ方法デ、アラウト云フ考ヲ有シテ居ッ
場合モ、大臣ノ説明ヲ私ハ承クノデアリマスシタガ、此前十
員會デハ大ニ考慮シテ、適當ナル計畫デアルト思フテ居ッ
デアリマスガ、ソレガ私共ハ徹底致シマセヌカラ、尙ホ御説明
ヲ願ヒタイノデアリマス

○南政府委員 大体先程カラ御説明申上ゲマシタ通りデ
アリマスガ、多少御意見ノ相違ニアルヤウニナルカモ知レナ
イト思ヒマスガ、政府當局者ノ見ル所ニ依リマシテハ、現在
補習教育ノ缺陷ハ、專任教員ヲ養成シテ之ヲ補充スルガ
一番デアアル、是ハ專任教員ト申シマスレバ、必スシモ實業ノ
學校ヲ擔任スル教員トハ限ラナイノデアリマシテ、此實業補
習教育ノ中ニハ、普通ノ科目モアリマスシ、普通教育モ大
分アル、又實業ノ科目モアリマスガ、兎モ角此實業補習教
育ヲ擔任スル專任ノ教員ト云フモノハ、最モ必要デアアル、今
日ノヤウニ、小學校ノ教員ガ片手間デヤテ居ルト云フ、コレ
ハ最モ此補習教育ノ發達ヲ害スル所以デアアルト云フ考ヘカ
ラ、兎ニ角專任教員ノ設置ヲ獎勵スルト云フコトガ、目下ノ
急務デアアル、尤モ此教員養成ト云フコトモ必要ナルコトデア
リマスガ、其事モ決シテ粗略ニスルト云フノデアリマセヌ、
實業學校ニ無論重キヲ措キ、甲種、乙種ノ學校ノ實業教
育ノ教師デアリマスケレドモ、無論是等ノ人モ、補習教育ノ
任ニ當ル人モアリマセウケレドモ、ソレ等ニ就テハ別ニ豫算
ニ要求シテアリマス、此第七條ノ實業教員ノ養成ト云フコ

トガ、何カ違フヤウニナリテ居リマス、兎ニ角一方デ養成ト云
フコトモ、無論必要デアリマスルガ、今日ノ狀態カラ見マシテ
ハ、專任教員ヲ置カシメルト云フコトガ最モ實業補習教育
ノ發達獎勵ヲスル上ニ於テ最モ必要デアアルト斯ウ考ヘマシ
テ、第六條ノ改正案ヲ提案シタ次第デアリマス

○齋藤守一郎君 只今ノ御説明ニ依レバ、兎ニ角實業デ
アルト普通ノ教員デアルトヲ問ハズシテ、專任ノモノデアリ
サヘスレバ、實業教育ガ發達スルト云フ御考ヲ有シテ居ルヤ
ウニ、私ハ問ウノデアリマス、此問題ハ實業教育ニ限リテアル
ノデアリマスカラ、唯タ兼務デハ、甚タ嫌ナイ所ガアルカラシ
テ、普通ノ教員マデモ、專任ニナリサヘスレバ宜シイト云フ
御趣意ノヤウニ承ルノデアリマシテ、甚タ私共ガ本案ニ對ス
ル御説明トシテ異様ニ感ズルノデアリマス、私共ハ此實業
教育ト云フコトニ付テ、今研究ヲシテ居ル積リテ述ベテ居ル
ノデアリマス、然ルニ何デモ構ハズ、專任デアリサヘスレバ宜
イト云フ趣旨ハ、甚タ私共ハ満足ガ出來ナイノデアリマス、
今意見ガ違フヤウデアアルト云フ御話デアアルカ、意見ノ違フ
所ハアト述ベマスカンコガマダハ、キリ判リマセヌ

○南政府委員 實業補習教育ハ、實業ノ「教」ヘルノガ目
的デアリマセヌ、實ハ普通科目モ教ヘマス、實業教育モ加ヘ
テアル、又此ノ普通科目モ大ニヤルト云フノガ、此補習教育
ノ目的デアリマス、其點カラ見マセヌ、必スシモ此專任教員
ハ實業教育ニ限リ積リデアリマセヌ、普通科目ノ人デモ宜
シイ、又實業ノ人デモ宜シイ、兎ニ角專任教員ガアテ、専ラ
補習教育ノ任ニ自ラ當ル人ガ、一番必要デアアルト云フ考ヘ
デ、調査ヲシタ次第デアリマス

○三善清之君 本案ニ就テハ、過日來カラ段々政府委員
ノ説明モ承クノデアリマスガ、私共ノ考ヘデハ、今少シク經
費ヲ見積リテ、大ニヤテ貫ヒタイト思ヒマスケレドモ、既ニ政
府ガ是ダケデ、先ヅ試験的ニヤテ見ヤウ、斯ウ云フコトモア
リマスカラ、一番議論ハナカラウ、大體ニ委員諸君ニ於テモ、
過日來カラノ質問ヲ拜聽致シマシタガ、是ハ此案ヲ委員會
ニ於テハ、成タケ御賛成ニナリテ、政府委員ノ所謂政府ノ
御任セニナリタ方宜カラウト本員ハ思ヒマス、ソレデ尙ホ序
ニ御尋シマスガ、本員ガ一昨日デスカ御尋ヲ申シタニ對シ
テ、主務大臣カラ御答辯ガゴザイマシタガ、重ネテ一寸伺ヒ
マスガ、中學生ガ高等學校ニ移ルノニ、四年ノ修養程度ヲ
以テ試験ヲシテ、高等學校ニ入レルト云フコトハ、至極モ
大賛成デアリマス、所ガ此試験ニ落第シタモノガ、五年級ノ
科目ヲ修メ、其五年級ノ科目ハ高等學校ニ入ル時分ノ試
験科目デナイカラ高等學校ニ移シ、相當ノ課程ヲ四年級ニ
復習サセル、然ラザレバ五年終了ノ課程ヲ以テ制限ヲスル
ノガ相當デナイカト云フコトヲ御尋シタノデアリマスガ、段々

ソレニ就テハ色々御説モアツタガ追々改善ヲスルト云フノデ、
而シテ高等學校ヲ四月ニシタカラ、其邊ノ事モ大分關係ガ
違フテ來ララウト云フコトデ、是ハ中學ガ四月テ済シテ、四
月ニ高等學校デヤ一年遅レルモノハ遅レテ來ルカラ、何トカ
方法ヲ御立テニナラヌト行カナイヤウニ考ヘマスガ、何カ御
考案ガアリマスカ、伺ヒマス、ソレト是ハ大シタコトデアアリマ
セヌガ、或議員ノ御尋ニ對シテ、大臣ノ御答ニナリタ督學官
ナント云フ者ニハ、成ベク經驗ノアル方ヲ任ジテ大學出身ノ
餘リ經驗ノ無イ人ヲ御使ヒニナラヌ方ガ宜イト云フ説ガア
リマスガ、其點ニ就テドウデゴザイマセウ

○南政府委員 第一ノ高等學校ノ入學試験ノ程度ノ問
題ニ就キマシテ、是ハ今御述ベニナリタコトニ就キマシテハ、聊カ
御尤ナ點モアルダロウト思ヒマス、兎ニ角此四年生カラ四
年終了ノ程度ヲ以テ、試験ヲスルト云フコトニナリマシテ、
年々朝野ノ多年教育會並ニ社會一般ニ此年限短縮ノ所
謂學年ノ短縮ヲシテ、今少シ此大學ヲ早く出ルヤウニスル
ト云フ朝野多年ノ問題ノ解決トシテ、中學校デ一年前四
年修了カラ入學ヲスルト云フコトニナリタコト、思ヒマス、御
説ノ通り四年デ試験ヲ致シマスル、五年生ハ四年ノ補習ヲ
スルト云フコトニナラウト云フノハ、已ムヲ得ナイト思ヒマス
ガ、併シ地方ニ依テ狀況ヲ異ニ致シマシテ、東京ノヤウナ大
都會ノ專ラ高等學校ノ入學志願者ノ多イ學校ハ、御説ノ
ヤウナコトハ如何ニモ、御尤ニ思ヒマスルガ、地方ニ行キマス
レバ必ズシモ中學校ハ高等學校ノ豫備校ノヤウナ感モアリ
マセヌ、僅ニ其志望スル者ハ其學校ノ中ノ十分ノ幾ツト云フ
ヤウナ有様デアリマスカラ、大體ニ於テハ地方ノ方デハ御心
配ノヤウナ事ハ少ナイカト思ヒマス、兎ニ角此問題ハ將來餘
程講究スベキ問題ト當局者モ思フテ居ル、從來此四月ニ外
ノ學校ノ系統ハ學年ガ始マテ高等學校並ニ大學ガ九月
カラ始マル、隨テ入學試験ハ四月ニ於テ其四年終了ノ者
ガ、此入學試験ニ應ズルコトガ出來ルト云フ結果、五年生ノ
一部ガ大ニ困難ヲ生ズルト云フ狀態デアアルト云フコトデア
リマスカラ、此學期モ線上ゲマシテ、來年度ニ於テハ四月ニ
於テ入學試験ヲ行フト云フコトニ、大學モ高等學校モ致シ
マス、高等學校ノ入學試験モ四月ニ於テスル、斯様ニナリマ
スカラ高等學校ノ入學試験ノ爲メニ、五年生ガ困難ヲ生ズ
ルヤウナ憂モ少クナリハシナイカト考ヘテ居ル、兎ニ角來年度
實行シテ其經驗ニ顧ミテスルコトニ、尙ホ督學官ノ大學
ヲ出ナリテ、餘リ教育ノ事ニ經驗ノ無イ者ヲ使ハヌヤウニ
ト云フコトハ、是ハ詢ニ御説御尤デ、今日ノ文部省ニ於キ
マシテモ、督學官ハ多ク地方ノ學校ノ教育ニ從事シタ人カ
ラ多ク採テ居リマス、或ハ高等師範學校デ教育ニ從事シ
テ居ッ人デアアルトカ、殆ト此學校ヲ出テ未ダ教育ノ事務ニ

トガ、何カ違フヤウニナリテ居リマス、兎ニ角一方デ養成ト云
フコトモ、無論必要デアリマスルガ、今日ノ狀態カラ見マシテ
ハ、專任教員ヲ置カシメルト云フコトガ最モ實業補習教育
ノ發達獎勵ヲスル上ニ於テ最モ必要デアアルト斯ウ考ヘマシ
テ、第六條ノ改正案ヲ提案シタ次第デアリマス

○齋藤守一郎君 只今ノ御説明ニ依レバ、兎ニ角實業デ
アルト普通ノ教員デアルトヲ問ハズシテ、專任ノモノデアリ
サヘスレバ、實業教育ガ發達スルト云フ御考ヲ有シテ居ルヤ
ウニ、私ハ問ウノデアリマス、此問題ハ實業教育ニ限リテアル
ノデアリマスカラ、唯タ兼務デハ、甚タ嫌ナイ所ガアルカラシ
テ、普通ノ教員マデモ、專任ニナリサヘスレバ宜シイト云フ
御趣意ノヤウニ承ルノデアリマシテ、甚タ私共ガ本案ニ對ス
ル御説明トシテ異様ニ感ズルノデアリマス、私共ハ此實業
教育ト云フコトニ付テ、今研究ヲシテ居ル積リテ述ベテ居ル
ノデアリマス、然ルニ何デモ構ハズ、專任デアリサヘスレバ宜
イト云フ趣旨ハ、甚タ私共ハ満足ガ出來ナイノデアリマス、
今意見ガ違フヤウデアアルト云フ御話デアアルカ、意見ノ違フ
所ハアト述ベマスカンコガマダハ、キリ判リマセヌ

○南政府委員 實業補習教育ハ、實業ノ「教」ヘルノガ目
的デアリマセヌ、實ハ普通科目モ教ヘマス、實業教育モ加ヘ
テアル、又此ノ普通科目モ大ニヤルト云フノガ、此補習教育
ノ目的デアリマス、其點カラ見マセヌ、必スシモ此專任教員
ハ實業教育ニ限リ積リデアリマセヌ、普通科目ノ人デモ宜
シイ、又實業ノ人デモ宜シイ、兎ニ角專任教員ガアテ、専ラ
補習教育ノ任ニ自ラ當ル人ガ、一番必要デアアルト云フ考ヘ
デ、調査ヲシタ次第デアリマス

○三善清之君 本案ニ就テハ、過日來カラ段々政府委員
ノ説明モ承クノデアリマスガ、私共ノ考ヘデハ、今少シク經
費ヲ見積リテ、大ニヤテ貫ヒタイト思ヒマスケレドモ、既ニ政
府ガ是ダケデ、先ヅ試験的ニヤテ見ヤウ、斯ウ云フコトモア
リマスカラ、一番議論ハナカラウ、大體ニ委員諸君ニ於テモ、
過日來カラノ質問ヲ拜聽致シマシタガ、是ハ此案ヲ委員會
ニ於テハ、成タケ御賛成ニナリテ、政府委員ノ所謂政府ノ
御任セニナリタ方宜カラウト本員ハ思ヒマス、ソレデ尙ホ序
ニ御尋シマスガ、本員ガ一昨日デスカ御尋ヲ申シタニ對シ
テ、主務大臣カラ御答辯ガゴザイマシタガ、重ネテ一寸伺ヒ
マスガ、中學生ガ高等學校ニ移ルノニ、四年ノ修養程度ヲ
以テ試験ヲシテ、高等學校ニ入レルト云フコトハ、至極モ
大賛成デアリマス、所ガ此試験ニ落第シタモノガ、五年級ノ
科目ヲ修メ、其五年級ノ科目ハ高等學校ニ入ル時分ノ試
験科目デナイカラ高等學校ニ移シ、相當ノ課程ヲ四年級ニ
復習サセル、然ラザレバ五年終了ノ課程ヲ以テ制限ヲスル
ノガ相當デナイカト云フコトヲ御尋シタノデアリマスガ、段々

經驗ノ無イ人ト云フ者ハ、一人モ無イト云フ状態デアリマスカラドウゾ...

○小橋三衛君 既ニ皆サンカラ御意見ガ出テ質問ト御意見ト混亂シテ居ル...

○委員長(横山寅一郎君) 皆サンノ御希望モアツタカラ、出来ルタケ一ツ與ヘテ上ゲタイト思ヒマシテ...

○樋口秀雄君 質問ヲ御切リニナッテ討論ニ入りマシレバ私ハ申シマス...

○南政府委員 唯今樋口君カラ御述ベニナツタ事ハ、大体ニ於テ前ノ議會ニ於ケル政府ノ言明ハ...

○高柳淳之助君 此事ニ就テハ皆サン御異議ナイヤウデアリマス...

○委員長(横山寅一郎君) 大体質問ヲ此位ニシテ、後ハ御討議デ御意見ヲ得タイトモデアリマス...

○山崎政府委員 唯今ノ御質問ノ御趣意ハ承知シマシタケレドモ...

○委員長(横山寅一郎君) 唯今山田君ノ御意見モアリマス...

○委員長(横山寅一郎君) 御異議ガゴザイマセヌカラ、サ...

ノハ減ラスト云フ意味デナカク、多クシテ貫ヒタイト云フ、政府モ其積リデアルト云フ御意見デアリマス...

○志賀和多利君 私ハ原案ニ賛成致シマシテ、此儘決定セラレント希望シマス...

○委員長(横山寅一郎君) 唯今山田君ノ御意見モアリマス...

○委員長(横山寅一郎君) 御異議ガゴザイマセヌカラ、サ...

○委員長(横山寅一郎君) 御異議ガゴザイマセヌカラ、サ...

○委員長(横山寅一郎君) 御異議ガゴザイマセヌカラ、サ...

○委員長(横山寅一郎君) 御異議ガゴザイマセヌカラ、サ...

○委員長(横山寅一郎君) 御異議ガゴザイマセヌカラ、サ...

○委員長(横山寅一郎君) 御異議ガゴザイマセヌカラ、サ...

○委員長(横山寅一郎君) 御異議ガゴザイマセヌカラ、サ...

ウ云フコトニ致シマス

○樋口秀雄君 唯今申述マシタヤウナ次第デアリマスカラ、ドウゾ御報告ノ際ニ前回ノ議會ニ於ケル趣旨ニ於テ、財政ノ許ス限リ、モウ少シ額ヲ増シテ貰ヒタイ、ソレカラ第七條ノ二ノ一部トシタノハ、増加ノ意味デアルト云フ委員會ノ議ガアッテ當局モンレヲ承認シタト云フコトヲ御報告ニ御附加ヘヨ願ヒタイ

○委員長(横山寅一郎君) 前會ノ通りデアリマスネ承知致シマシタサウスルト皆様御異見モゴザイマセヌヤウデスカラ、滿場一致ヲ以テ可決シタコトニ決定致シマス、散會

午前十一時十一分散會